

令和5年度事業報告

島原海湾水先人会

水先法の目的に鑑み、会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所の設置及び運営、会員の指導・連絡及び監督に関する事務を行い、会則第4条に定められた事業を推進した。

1. 重点事業

利用者の信頼に応え得る水先業務の遂行及び会則に定める事業を実施した。

2. 各事業

令和5年度は、次の具体的事業を行った。

(1) 適正化事業

- ・会員による水先業務の適正な運営に関する指導及び監督を行った。
- ・会員の技術向上及び健康管理など品質管理に関する事業を推進した。
- ・品質向上に関する各委員会における検討の実施を行った。
- ・ユーザー対応窓口の運営による利用者意見の聴取に務めた。
- ・公益法人会計基準に基づく経理処理体制を整備し実施した。
- ・日本水先人会連合会の目的を達成し、併せて海事の振興に必要と認められる事業への協力を行った。
- ・水先業務の品質の維持・向上に資することを目的として、検証制度を実施した。。
- ・国際クルーズ船におけるコロナ感染予防対応及び、安全な事業活動の確保に務めた

(2) 水先人の養成関連事業

- ・水先人会における所要の再教育訓練の実施及び日本水先人会連合会が実施する訓練への参加促進に務めた。

(3) 業務取次窓口業務

- ・会員のする水先業務の引受けに関する事務を適確に実施した。
- ・上記事務を行うための引受事務要領の整備を行った。
- ・会員のための料金収受事務の適確に実施実施した。

(4) その他の事業

- ・水先要請に必要な情報及び本会に関する諸情報の公開に務めた。

以上